

いるところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進められたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努められたい。

平成21年度予算案において、小規模住居型児童養育事業・児童自立生活援助事業を実施するための施設（以下、それぞれ「ファミリーホーム」・「自立援助ホーム」という。）及び小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の整備費を次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とするとともに、心理療法室整備加算・親子生活訓練室整備加算・通所部門加算の対象となる施設を拡大することとしているので積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努められたい。

（各加算について拡大される施設種別）

・心理療法室

現行対象施設：児童養護施設、情緒障害児短期治療施設

追加対象施設：乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設

・親子生活訓練室

現行対象施設：児童養護施設、乳児院

追加対象施設：児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設

・通所部門

現行対象施設：児童自立支援施設

追加対象施設：情緒障害児短期治療施設

また、ファミリーホーム・自立援助ホームの整備にあたっては、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の対象となるとともに、自立援助ホームの融資率については平成21年度に75%から80%に改善される予定であるので了知されたい。